

診療記録開示に関する指針

岡山済生会総合病院
岡山済生会外来センター病院

1. 基本理念

診療情報の提供はインフォームド・コンセントの一環として行われるもので、患者と医療者が病気を治療していく上で情報を共有し、お互いの信頼関係の向上に役立てようとするものである。したがって、患者からの要請に応じての診療記録等の開示は、的確かつ迅速に行われ、しかも個人情報の秘密保持が守られなければならない。

2. 提供できる診療記録の範囲

(1) 提供できる診療記録

医師の診療記録（カルテ）、手術記録、看護記録、各種検査記録、エックス線写真等の診療の過程において作成された患者に限定した記録、要約書（サマリー）。

(2) 提供できる期間

原則として、開示可能期間は最終来院日から5年間とする。
ただし、記録が残っている期間については開示要求があれば対応することとする。

3. 申請者について

診療記録の開示を求めることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 患者が成人で、判断能力がある場合は、患者本人とする。
- (2) 患者に法定代理人がある場合は、法定代理人。ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容により、本人のみの請求を認めることができる。
- (3) 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人。
- (4) 患者本人からの代理権を与えられた親族（第3親等内）。
- (5) 患者が成人で、判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族（第3親等内）およびこれに準ずる縁故者で、かつ病院が認めた者。

* 上記以外の第3者には請求権を認めない。

* 法定代理人：未成年者の代理人で、親権者、後見人、財産管理人など

4. 手続き

診療記録開示の手続きは、以下のとおりとする。

- (1) 申請者は、主治医または患者サポートセンター、外来センター病院庶務課にその旨を申し出る。
- (2) 申請者は、診療情報提供申請書（様式1）（以下「申請書」）を病院長に提出する。この場合、申請者はその資格を証明する書類の提示が求められる。
- (3) 申請書の提出が代理人によって行われる場合は、病院所定の委任状（様式2）および身分を証明する書類（戸籍謄本、運転免許証等）の提示が求められる。

5. 留意事項

- (1) 診療記録開示は、口頭による説明または診療記録等のコピーを原則とする。
- (2) 診療記録等のコピーは病院長の許可を必要とする。

6. 診療記録の開示ができない場合

以下の場合に該当するとき、診療情報の提供、診療記録等の開示の全部あるいは一部を拒むことができる。この場合、病院長の主催する開示審議会の審議を経るものとする。また、申請者に対して下記の苦情処理機関があることを教示するものとする。

- (1) 患者本人の心身を著しく損なうことが懸念されるとき
がんや精神的疾患など、病名が知れることにより適切な診療ができない場合
- (2) 第3者の利益を害する恐れがあるとき
第3者から得た紹介状などの情報で、当該第3者の了解を得られない場合
- (3) その他（1）、（2）に匹敵する事由があるとき
- (4) 苦情処理機関

岡山県医師会 診療に関する相談窓口

岡山市北区駅元町19番2号

電話) 086-226-7322

*担当理事が内容を聞いて、岡山県医師会診療情報提供推進委員会で協議する。

7. 費用について

以下の費用（税込）を申請者に請求する。

なお、その際に必要となる診療記録等の収集は外来センター病院庶務課が行う。

開示を希望する記録

① カルテなど全般（要約書、検査結果を含む）

- ・基本料金・・・6,600円（要約書を含む）
- ・コピー代・・・55円/枚

② レントゲンフィルム・・・1,100円（種類・サイズ不問）

* 病院長がコピーを認め、交付した場合に限る。

③ 各種検査記録のみ

- ・基本料金・・・6,600円
- ・コピー代・・・55円/枚

④ 閲覧に伴う医師の説明料・・・5,500円（30分）

* 30分を超える毎に5,500円追加

* 診療情報の閲覧に関して、医師の説明を求められた場合には、病院で定めている生命保険等口述料に準じた金額を徴収する。

⑤ 要約のみ（書面のみ。カルテ・検査結果・フィルム等は含まない）

- ・開示期間が1週間以内 6,600円
- ・開示期間が1週間を超え1ヶ月以内 11,000円
- ・開示期間が1ヶ月を超えるもの 16,500円

8. 遺族に対する診療記録開示について

(1) 患者が死亡した場合には、その法定相続人は、患者の診療記録等の開示を求めることができる。但し、患者本人の生前の意志、名誉等が著しく損なわれない場合に限られる。

(2) 前項の診療情報の提供については、既述の1. 2. 4. 5. 6および7の定めを準用する。

平成12年1月1日作成

平成16年6月1日改訂

平成28年6月1日改訂

令和元年5月1日改訂

令和元年10月1日改訂

令和3年4月1日改訂

令和3年11月1日改訂

令和7年2月1日改訂